

国会公契第4号
国官技第58号
国官総第6号
国営管第58号
国営計第18号
国港総第46号
国港技第5号
国空予管第42号
国空空技第19号
国空交企第14号
国北予第10号
令和3年4月22日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿
港湾空港部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
営繕部長 殿
各地方航空局 総務部長 殿
空港部長 殿
保安部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
管理調整部長 殿
国土地理院 総務部長 殿
企画部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について

令和3年度国土交通省所管事業の執行については、「令和3年度国土交通省所管事業の執行について」（令和3年4月1日付け国会公第157号）及び「令和3年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和3年4月1日付け国官総第213号、国会公契第64号、国官技第389号、国営管第574号、国営計第160号、国北予第80号）に基づき実施されているが、災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事や業務、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約手続きその他において平常時と異なる対応が必要となる場合があり、過去の大規模災害時等において必要な事項等を通知してきたところである。

今般、災害時における入札・契約等に関する対応の留意点等について、より確実な実施を期するため、別添の通り対応マニュアルをとりまとめたので、周知する。

直轄事業の執行に当たっては、事業執行に係る通知等によることを基本としつつ、災害発生時には本マニュアルの内容を踏まえ、適切に対応されたい。